

北九州市民の会ニュース

3.9さよなら原発集会まであとわずか

2月21日に生涯学習総合センターで「さよなら原発！3.9北九州集会」事務局会議が行われました。集会に向けて最後の会議。集会の内容や責任者など細かく議論されました。

特にこれから、賛同人、賛同団体の確保に努める必要があります、各地区での取り組みを一層強化することが確認されました。

また、集会の宣伝も広めていかなければいけないということで、宣伝カーを使った宣伝なども確認されました。

「さよなら原発！3.9北九州集会」まであとわずかとなっています。みんなで参加して「原発NO！」の声を上げていきましょう。

北九州革新懇 第1回世話人会

27名の世話人のうち7名の参加で、ややさびしい世話人会だったが、活発な議論がなされた。安倍政権の暴走は、革新三目標へのなりふりかまわぬ攻撃であり、今こそ各区の革新懇の日常的な活動を広めていかなければならないことを確認し、活動方針を決めた。

2014年度北九州革新懇・総会は
5月24日(土)

総会準備のための第2回世話人会は
4月17日(木) 13:30から



【世話人会への参加者】

事故から3年。核の火を止め、消そう。

GOODBYE NUKES

さよなら原発!
3.9北九州集会

三萩野公園
〒803-0817 小倉北区田町13-21 田町ビル3F
3月9日(日)10:00~
10:00~11:00 10:00~11:00
11:00~12:00 11:00~12:00
12:00~13:00 12:00~13:00
13:00~14:00 13:00~14:00

3月のさよなら原発集会各地の日程について
上関原発を建てさせない山口県民大集会 日時 3月8日(土) 10:00~ 場所 維新公園 ちよるる広場。
/さよなら原発！3.9福岡集会 日時 3月9日(日) 14:00~ 場所 福岡市須崎公園 /**3.16さよなら原発！**
かごしまパレード 日時 3月16日(日) 10:00~16:00 場所 鹿児島市中央公園(テンパーク)

平和とくらしを守る北九州市民の会
 〒803-0817 小倉北区田町13-21 田町ビル3F
 TEL093-592-5000 FAX093-571-4346
<http://siminnokai.sakura.ne.jp>
 e-mail;koe@siminnokai.com

国保制度運営の改善を

～社保協が国保担当課と懇談・要請

2月18日、健和会複合施設地域交流センター会議室で、北九州市社保協・国保部会主催の北九州市保険年金課との懇談が行われました。

懇談ではまず健和会の医療ソーシャルワーカーから現状の報告が行われました。現在、非正規・アルバイトの方が多く国保に加入してきている。稼働年齢層で医療費、国保料などの問題を抱えている割合が高い、と事例も挙げて説明しました。

次に、昨年より適用条件が緩和された窓口（一部負担）減免制度の現状について、担当課から説明が行われ、昨年と比べ多くの医療機関、薬局で利用されている現状が示されました。

社保協側からは、減免が決まったら医療機関にも知らせてほしい、減免申請書の様式を簡単にしてほしいなどの要望が出されました。

その他、国保料の滞納差し押さえ、来年度の保険料、無料検診等について話し合われました。

北九州市の国民健康保険は所得に対して保険料が高くなっているなど、より改善が必要であると感じました。誰でも安心して医療を受けられるように、これからも働きかける必要があります。



【保険年金課との懇談には15名の参加者】

原発労働を考える

2月22日九州玄海訴訟北九州地域原告団では、八幡西生涯学習総合センターで連続学習会を行いました。この学習会は毎月第3土曜日に行っている学習会で、今回で11回目となります。約40名の参加者でした。



【講師の池田慎弁護士】

今回の学習会のテーマは「原発労働を考える」で、原発で実際に働いている労働者の労働の実態や、その被害についての学習を行いました。講師は玄海訴訟弁護団の池田慎弁護士にお願いしました。

原発での労働は、もともと被曝を避けることのできない仕事であるにもかかわらず、安全管理は杜撰で、法的にも無保護の状態に置かれており、原発政策の人柱という役割を負わされています。労働者は、被曝による被害を多く受けているが、労災認定もほとんど認められていません。

全国で原発で被曝の被害は枚挙にいとまがありませんが、特に放射能が制御されていない福島第一原発では一層悲惨な状況です。労働者の手作業での事故直後からのがれきの撤去作業、汚染水処理作業、原発建屋復旧作業など、すべての作業で被曝が避けられないものの、その防御方法も放射能に対する教育も不十分なまま就労させられています。しかもそこで働く労働者は曾孫受け以上の何次もの下請け労働者で、途中ピンハネもあり不十分な手当すらされていないのが実態です。

講師の池田慎弁護士は、島根原発で働いて被曝した梅田隆亮さんの労災認定裁判の弁護団もされておられますが、裁判での労災認定を立ちとることがすべての原発労働者の被害救済につながるとは思われません。

最後に、池田弁護士は、原発の作業にはどうしても労働者は必要である以上、原子力の教育と適切な待遇の必要性を主張されました。

次回の学習会は3月22日に「チェルノブイリの今とフクシマ」と題してDVDの視聴を、戸畑生涯学習センターで行います。ぜひご参加下さい。